（様式第１号）

社 会 福 祉 法 人 新 設 調 書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ 法人名 |  | ２ 施設名 |  | ３ 施設 |  |
| （仮称） | 開設 |
|  | 予定日 |
| ４ 社 会 |  | ５ 施設の |  |
| 福 祉 | 所在地 |
| 事業名 | 構造 |
|  | № | 氏　名 | 年齢 | 職　　業 | 資 格 要 件 | 特　殊 |
| ６ 理 事 | 事 業 | 地 域 | 施　　設　 | 事 業 | 財 務 | 関　係 |
| （理事長 | 経 営 | 福 祉 | 管理者 | 識 見 | 管 理 | 人　の |
| 予定者の | 識 見 | 関 係 |  |  | 識 見 | 有 無 |
| 氏名頭部 | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| に○） | 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ 監 事 | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ 評議員 | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ 施 設 | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 管理者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 10 基 本 | 現 金 |  |  |  |  |  |  |  |
| 財産 | 土 地 |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 その他 | 現 金 |
| 財産 |
| 12 施 設 | 収 入 （円） | 支 出 （円） |
| 整備費 | 1 | 民間補助金 |  |  | 1 | 用地費 |  |  |
|  | 2 | 国庫補助金 |  |  | 2 | 設計管理費 |  |  |
|  | 3 | 県補助金 |  |  | 3 | 本体工事費 |  |  |
|  | 4 | 市町村補助金 |  | 4 | 冷暖房工事費 |  |
|  | 5 | 自己資金 |  |  | 5 | 浄化槽設置工事費 |  |
|  | 6 | 借入金 |  |  | 6 | 付帯設備費 |  |  |
|  | 7 | その他（募金等） |  | 7 | 初度調弁費 |  |  |
|  |  |  | 8 | その他（工事事務費） |  |
|  | 計 |  | 計 |  |
| 13 施 設 | 自己所有地 |  |
| 敷地 | 借地 |  |
| 14 贈 与 | 氏 名 | 年齢 | 職 業 | 住 所 | 贈与内容（金額等） |
| 予定者 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 15 借入金 | 借入金額 |  | 借入先 |  |
| の状況 |  |

（様式第２号）

設立時の役員及び評議員就任予定者一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 氏　　名 | 理　　　由（資格要件に当てはまる具体的根拠等） | 資　格　要　件　 |
| 社会福祉事業経営有識見者 | 事業区域福祉実状精通者 | 当該施設の管理者 | 社会福祉事業有識見者 | 財務管理有識見者 |
| 理事長 |  |  |  |  |  |  |  |
| 理事 |  |  |  |  |  |  |  |
| 理事 |  |  |  |  |  |  |  |
| 理事 |  |  |  |  |  |  |  |
| 理事 |  |  |  |  |  |  |  |
| 理事 |  |  |  |  |  |  |  |
| 監事 |  |  |  |  |  |  |  |
| 監事 |  |  |  |  |  |  |  |
| 評議員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 評議員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 評議員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 評議員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 評議員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 評議員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 評議員 |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 社会福祉法人設立認可申請書 |
| 設立者又は設立代表者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 申 請 年 月 日 |  |
| 社会福祉法人設立の趣意 | 　　　 |
| 主たる事務所の所在地 |  |
| ふ　り　が　な法　人　の　名　称 |  |
| 　事業の種類 | 社　会福　祉事　業 | 第１種 |  |
| 第２種 |  |
| 公　益　事　業 |  |
| 収　益　事　業 |  |

（様式第３号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資産 | 　純資産⑤　－　⑥ | 　　　　　　　　　　　内　　　　　　　　　　　　　　　訳 |
| 社会福祉事業用財産 | ③公益事業用財産 | ④収益事業用財産 | ⑤財産計①＋②＋③＋④ | ⑥負 債 |
| ①基本財産 | ②その他財産 |
| 円 | 　　　　円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 役員等となるべき者 | 理事監事評議員の別※ | 氏　　名 | 親族等特殊関係人の有無 | 役員の資格等（該当欄に○） | 他の社会福祉法人の理事長への就任状況 |
| 事業経営識見 | 地域福祉関係 | 施設管理者 | 事業識見 | 財務管理識見 |
| 有無 | 法人名 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　※　理事のうち，理事長予定者については，○を付けること。

　（注意）

　　１　様式の大きさは，日本工業規格A列４番とすること。

　　２　記載事項が多いため，この様式によることができないときは，適宜用紙（大きさは，日本工業規格A列４番とする。）の枚数を増加し，この様式に準じた申請書を作成すること。

　　３　この申請書には，社会福祉法施行規則第２条第２項各号に掲げる書類を添付すること。

【例－１　履歴書】

履　　歴　　書

|  |
| --- |
|  　現 住 所 ○○県○○市○○町○○番地 　氏　　名　　　○　○　○　○ 　 昭和　　　年　　　月　　　日　生 　学　　歴 昭和　　年　　月 ○○大学○○学部○○学科卒業 　職　　歴 昭和　　年　　月 （株）○○会社入社 　 昭和　　年　　月 （株）○○会社退社 　 昭和　　年　　月 （株）○○を開業して現在に至る。 　その他の社会的活動歴 　 昭和　　年　　月～ 現在 民生・児童委員 　 昭和　　年　　月～ 現在　保　護　司 　昭和　　年　　月～ 現在 町 内 会 長 上　記　の　と　お　り　相　違　あ　り　ま　せ　ん　。 　　 令　和　　　年　　　月　　　日 　　　　　　　　 氏　名　　○　○　○　○ |

【例－２　法人設立時寄附確約書】

|  |
| --- |
| 寄　　附　　確　　約　　書 　　社会福祉法人○○福祉会が設立された場合は，○○○○○○（※）と　　して下記の金額を寄附することを確約します。 　　記金　○○○○　円 　令和　　年　　月　　日 　　　　　　　 　　○○県○○市○○町○○番地 　　　　　　　氏名　○　○　　○　○　　実印 　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人　○○福祉会 　　　　　　　　　　　　　　　　 設立代表者　○　○　　○　○　殿  |

　　（※）寄附目的を記入。

　　　　　【例】基本財産，施設建設資金，施設運転資金　等

【例－３　財産目録】

|  |
| --- |
| 社会福祉法人〇〇会　財　産　目　録　（※１）Ⅰ　資産の部  　　　 　　 　　　　　　　　　　　　　　　 円　　１　基本財産 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （内　訳） 　　（１）土地　（※２） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㎡ 　㎡単価 円 総額 円　　 （２）建物　（※３） 　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 （３）基本財産預金 円 ２　その他財産 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （内　訳） （１）建設自己資金 円 （２）運転資金　　　　　　　　　 円 （３）法人事務費 円 （４）什器備品　（※４） 円 (５）権利 円 　Ⅱ　負債の部　（※５） ０円 　Ⅲ　差引純資産 　　　 円 |

（※1）法人設立時の贈与契約に基づき法人が取得する財産について記載すること。（不要な項目は削除する。）

（※2）土地は，不動産登記事項証明書のとおりに１筆ごとに記入すること。

（※3）建物の贈与を受ける場合は，不動産登記事項証明書のとおりに１筆ごとに記入すること。

（※4）什器備品の贈与を受ける場合に記載する。

（※5）負債を抱えての法人設立は原則として認めないため，０円となる。

【例－４　設立時の財産贈与契約書】

（※1）

|  |
| --- |
| 贈 与 契 約 書〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は，次のとおり贈与契約を締結した。第１条　甲は，社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは，同法人の〇〇資金として金〇〇〇〇〇〇円，資産として別記目録記載の財産金〇〇〇〇〇〇円を同法人に贈与することを約し，乙はこれを承諾した。第２条　甲は，前条による贈与を同法人設立後１週間以内に行わなければならない。第３条　社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られないときは，この契約は無効とし，これにより損害が発生した場合，甲は，損害の賠償を請求することができない。第４条　この契約に定めていない事項については，甲，乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。上記契約を証するため，同文２通を作成し，甲，乙署名捺印のうえ各１通を所持する。 令和　　年 月 日（※2） 甲 住所　 氏名  乙 住所 　　社会福祉法人〇〇会設立代表者（※3） 氏名  |

（※1）法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付し，契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

（※2）設立決議により設立代表者に権限を委任した日以降で，法人設立認可申請をする日以前の日付とすること。

（※3）設立代表者が贈与する場合は，代理人を選任すること。（設立代表者代理人と表記）

（※4）第1条の例　同法人の建設自己資金として○○円，運転資金として○○円，法人事務費として○○円　等。

【例－５　収支予算書（法人全体）】

法　人　単　位　収　支　予　算　書

（自）令和　年　月　日　（至）令和　年　月　日

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勘定科目（※1～3） | 予算額(A) | 前 年 度予算額(B) | 増減(A)-(B) |
| 事業活動による収支 | 収入 |

|  |
| --- |
| 介護保険事業収入 |
| 老人福祉事業収入 |
| 児童福祉事業収入 |
| 保育事業収入 |
| 就労支援事業収入 |
| 障害福祉サービス等事業収入 |
| 生活保護事業収入 |
| 医療事業収入 |
| ○○事業収入 |
| ○○収入 |
| 借入金利息補助金収入 |
| 経常経費寄附金収入 |
| 受取利息配当金収入 |
| その他の収入 |
| 流動資産評価益等による資金増加額 |

 |  |  |  |
| 事業活動収入計(１) |  |  |  |
| 支出 |

|  |
| --- |
| 人件費支出 |
| 事業費支出 |
| 事務費支出 |
| 就労支援事業支出 |
| 授産事業支出 |
| ○○支出 |
| 利用者負担軽減額 |
| 支払利息支出 |
| その他の支出 |
| 流動資産評価損等による資金減少額 |

 |  |  |  |
| 事業活動支出計(２) |  |  |  |
| 事業活動資金収支差額(３)=(１)－(２) |  |  |  |
| 施設整備等による収支 | 収入 |

|  |
| --- |
| 施設整備等補助金収入 |
| 施設整備等寄附金収入 |
| 設備資金借入金収入 |
| 固定資産売却収入 |
| その他の施設整備等による収入 |

 |  |  |  |
| 施設整備等収入計(４) |  |  |  |
| 支出 |

|  |
| --- |
| 設備資金借入金元金償還支出 |
| 固定資産取得支出 |
| 固定資産除却・廃棄支出 |
| ファイナンス・リース債務の返済支出 |
| その他の施設整備等による支出 |

 |  |  |  |
| 施設整備等支出計(５) |  |  |  |
|  |  | 施設整備等資金収支差額(６)=(４)－(５) |  |  |  |
| その他の活動による収支 | 収入 |

|  |
| --- |
| 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 |
| 長期運営資金借入金収入 |
| 長期貸付金回収収入 |
| 投資有価証券売却収入 |
| 積立資産取崩収入 |
| その他の活動による収入 |

 |  |  |  |
| その他の活動収入計(７) |  |  |  |
| 支出 |

|  |
| --- |
| 長期運営資金借入金元金償還支出 |
| 長期貸付金支出 |
| 投資有価証券取得支出 |
| 積立資産支出 |
| その他の活動による支出 |

 |  |  |  |
| その他の活動支出計(８) |  |  |  |
| その他の活動資金収支差額(９)=(７)－(８) |  |  |  |
| 予備費支出(10) |  |  |  |
| 当期資金収支差額合計(11)=(３)+(６)+(９)－(10) |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前期末支払資金残高(12) |  |  |  |
| 当期末支払資金残高(11)＋(12) |  |  |  |

（※1）勘定科目は、大区分のみ記載する。

（※2）必要のない科目は省略可能だが、追加及び修正は不可。

（※3）各勘定科目の説明については「運用上の留意事項」別添3「勘定科目説明」を参照。

【例－６　収支予算書（拠点区分別）】

〇　〇　拠　点　区　分　収　支　予　算　書

（自）令和　年　月　日　（至）令和　年　月　日

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勘定科目（※1～3） | 予算額(A) | 前 年 度予算額(B) | 増減(A)-(B) |
| 事業活動による収支 | 収入 | 介護保険事業収入　施設介護料収入　　介護報酬収入　　利用者負担金収入（公費）　　利用者負担金収入（一般）　居宅介護料収入　（介護報酬収入）　　介護報酬収入　　介護予防報酬収入　（利用者負担金収入）　　介護負担金収入（公費）　　介護負担金収入（一般）　　介護予防負担金収入（公費）　　介護予防負担金収入（一般）　地域密着型介護料収入　（介護報酬収入）　　介護報酬収入　　介護予防報酬収入　（利用者負担金収入）　　介護負担金収入（公費）　　介護負担金収入（一般）　　介護予防負担金収入（公費）　　介護予防負担金収入（一般）　居宅介護支援介護料収入　　居宅介護支援介護料収入　　介護予防支援介護料収入　利用者等利用料収入施設サービス利用料収入　　居宅介護サービス利用料収入　　地域密着型介護サービス利用料収入　　食費収入（公費）　　食費収入（一般）食費収入（特定）　　居住費収入（公費）　　居住費収入（一般）　　居住費収入（特定）　　その他の利用料収入　その他の事業収入　　補助金事業収入（公費）　　補助金事業収入（一般）　　市町村特別事業収入（公費）　　市町村特別事業収入（一般）　　受託事業収入（公費）　　受託事業収入（一般）　　その他の事業収入　（保険等査定減） |  |  |  |
| 老人福祉事業収入　措置事業収入　　事務費収入　　事業費収入　　その他の利用料収入　　その他の事業収入　運営事業収入　　管理費収入　　その他の利用料収入　　補助金事業収入（公費）　　補助金事業収入（一般）　　その他の事業収入　その他の事業収入　　管理費収入　　その他の利用料収入　　その他の事業収入 |  |  |  |
| 児童福祉事業収入　措置費収入　　事務費収入　　事業費収入　私的契約利用料収入　その他の事業収入　　補助金事業収入（公費）　　補助金事業収入（一般）　　受託事業収入（公費）　　受託事業収入（一般）　　その他の事業収入老人福祉事業収入 |  |  |  |
| 保育事業収入　保育所運営費収入　私的契約利用料収入　私立認定保育所利用料収入　その他の事業収入補助金事業収入（公費）　　補助金事業収入（一般）　　受託事業収入（公費）　　受託事業収入（一般）　その他の事業収入 |  |  |  |
| 就労支援事業収入　○○事業収入 |  |  |  |
| 障害福祉サービス等事業収入　自立支援給付費収入　　介護給付費収入　　特例介護給付費収入　　訓練等給付費収入　　特例訓練等給付費収入　　サービス利用計画作成費収入　障害児施設給付費収入　利用者負担金収入　補足給付費収入　　特定障害者特別給付費収入　　特例特定障害者特別給付費収入　　特定入所障害児食費等給付費収入特定費用収入　　その他の事業収入補助金事業収入（公費）　　補助金事業収入（一般）　　受託事業収入（公費）　　受託事業収入（一般）　　その他の事業収入　（保険等査定減） |  |  |  |
| 生活保護事業収入措置費収入　　事務費収入事業費収入　授産事業収入　　○○事業収入　利用者負担金収入　その他の事業収入補助金事業収入（公費）　　補助金事業収入（一般）　　受託事業収入（公費）　　受託事業収入（一般）　　その他の事業収入 |  |  |  |
| 医療事業収入　入院診療収入（公費）入院診療収入（一般）　室料差額収入　外来診療収入（公費）　外来診療収入（一般）　保健予防活動収入　受託検査・施設利用収入　訪問看護療養費収入（公費）　訪問看護療養費収入（一般）　訪問看護利用料収入　　訪問看護基本利用料収入　　訪問看護その他の利用料収入　その他の医療事業収入　　補助金事業収入（公費）補助金事業収入（一般）　　受託事業収入（公費）　　受託事業収入（一般）　　その他の医療事業収入　（保険等査定減） |  |  |  |
| 退職共済事業収入　事務費収入 |  |  |  |
| ○○事業収入　○○事業収入その他の事業収入補助金事業収入（公費）補助金事業収入（一般）　受託事業収入（公費）　受託事業収入（一般）　その他の事業収入 |  |  |  |
| ○○収入　○○収入 |  |  |  |
| 借入金利息補助金収入経常経費寄附金収入受取利息配当金収入その他の収入　受入研修費収入　利用者等外給食費収入　雑収入流動資産評価益等による資金増加額　有価証券売却益　有価証券評価益　為替差益 |  |  |  |
| 事業活動収入計(１) |  |  |  |
| 支出 | 人件費支出　役員報酬支出　役員退職慰労金支出　職員給料支出　職員賞与支出　非常勤職員給与支出派遣職員費支出　退職給付支出　法定福利費支出事業費支出　給食費支出　介護用品費支出　医薬品費支出　診療・療養等材料費支出　保健衛生費支出　医療費支出　被服費支出　教養娯楽費支出　日用品費支出　保育材料費支出　本人支給金支出　水道光熱費支出　燃料費支出　消耗器具備品費支出保険料支出　賃借料支出　教育指導費支出　就職支度費支出　葬祭費支出　車輌費支出　管理費返還支出　○○費支出　雑支出事務費支出　福利厚生費支出　職員被服費支出　旅費交通費支出　研修研究費支出　事務消耗品費支出　印刷製本費支出　水道光熱費支出　燃料費支出　修繕費支出　通信運搬費支出　会議費支出　広報費支出　業務委託費支出　手数料支出　保険料支出　賃借料支出　土地・建物賃借料支出　租税公課支出　保守料支出　渉外費支出　諸会費支出　○○費支出　雑支出就労支援事業支出就労支援事業販売原価支出　就労支援事業販管費支出授産事業支出　○○事業支出退職共済事業支出　事務費支出○○支出利用者負担軽減額支払利息支出その他の支出　利用者等外給食費支出　雑支出流動資産評価損等による資金減少額　有価証券売却損　資産評価損　　有価証券評価損　　○○評価損　為替差損　徴収不能額 |  |  |  |
| 事業活動支出計(２) |  |  |  |
| 事業活動資金収支差額(３)=(１)－(２) |  |  |  |
| 施設整備等による収支 | 収入 | 施設整備等補助金収入　施設整備等補助金収入　設備資金借入金元金償還補助金収入施設整備等寄附金収入　施設整備等寄附金収入　設備資金借入金元金償還寄附金収入設備資金借入金収入固定資産売却収入　車輌運搬具売却収入　器具及び備品売却収入　○○売却収入その他の施設整備等による収入　○○収入 |  |  |  |
| 施設整備等収入計(４) |  |  |  |
| 支出 | 設備資金借入金元金償還支出固定資産取得支出　土地取得支出　建物取得支出　車輌運搬具取得支出　器具及び備品取得支出　○○取得支出固定資産除却・廃棄支出ファイナンス・リース債務の返済支出その他の施設整備等による支出　○○支出 |  |  |  |
| 施設整備等支出計(５) |  |  |  |
|  |  | 施設整備等資金収支差額(６)=(４)－(５) |  |  |  |
| その他の活動による収支 | 収入 | 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入長期運営資金借入金収入役員等長期借入金収入長期貸付金回収収入投資有価証券売却収入積立資産取崩収入退職給付引当資産取崩収入　長期預り金積立資産取崩収入　○○積立資産取崩収入事業区分間長期借入金収入拠点区分間長期借入金収入事業区分間長期貸付金回収収入拠点区分間長期貸付金回収収入事業区分間繰入金収入拠点区分間繰入金収入その他の活動による収入　退職共済預り金収入　退職共済事業管理資産取崩収入　○○収入 |  |  |  |
| その他の活動収入計(７) |  |  |  |
| 支出 | 長期運営資金借入金元金償還支出役員等長期借入金元金償還支出長期貸付金支出投資有価証券取得支出積立資産支出　退職給付引当資産支出　長期預り金積立資産支出　○○積立資産支出事業区分間長期貸付金支出拠点区分間長期貸付金支出事業区分間長期借入金返済支出拠点区分間長期借入金返済支出事業区分間繰入金支出拠点区分間繰入金支出その他の活動による支出　退職共済預り金返還支出　退職共済事業管理資産支出　○○支出 |  |  |  |
| その他の活動支出計(８) |  |  |  |
| その他の活動資金収支差額(９)=(７)－(８) |  |  |  |
| 予備費支出(10) |  |  |  |
| 当期資金収支差額合計(11)=(３)+(６)+(９)－(10) |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前期末支払資金残高(12) |  |  |  |
| 当期末支払資金残高(11)＋(12) |  |  |  |

（※1）勘定科目は、小区分まで記載する。

（※2）勘定科目の省略及び追加等については、以下のとおりとする。

　　　　【大区分】必要のない科目は省略可能だが、追加及び修正は不可。

　　　　【中区分】必要のない科目は省略可能であり、やむを得ない場合、適当な科目を追加可能。

　　　　【小区分】必要のない科目は省略可能であり、適当な科目を追加可能。

（※3）各勘定科目の説明については「運用上の留意事項」別添3「勘定科目説明」を参照。

【例－７　役員等就任承諾書兼誓約書】

|  |
| --- |
| 就任承諾書社会福祉法人○○会の理事に就任することを承諾します。理事に就任するにあたり、下記の各号を誓約します。記　１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと　２　各理事に親族等特殊関係にある者が含まれないこと（※）　３　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと４　今後、上記１号から３号の記載事項に該当したときは遅滞なく　 報告すること令和　　年　　月　　日社会福祉法人〇〇会理事長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 |

（就任承諾書兼誓約書（理事））

　　（※）　親族等特殊関係にある理事の就任承諾書は次の文に置き換える。

　２　親族等特殊関係にある理事は〇〇〇〇です。

　　　　　　（〇〇〇〇には、該当する理事の氏名を記載する。）

社会福祉法

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　成年被後見人又は被保佐人

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

（役員の資格等）

第四十四条　第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

２　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

４　理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

二　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

三　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

５　監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業について識見を有する者

二　財務管理について識見を有する者

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十四条第六項に規定する特殊関係にある者

○　各役員の配偶者又は３親等以内の親族である

○　以下の①～⑦にあたる

①　各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②　各役員に雇用されている者

③　各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④　②及び③の配偶者

⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族で　かつこれらの者と生計を一にする者

⑥　各理事が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員

⑦　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）

社会福祉法人審査基準

第３　法人の組織運営

１　役員等

(6)　暴力団員等の反社会的勢力の者は評議員又は役員となることはできないこと。

（就任承諾書兼誓約書（監事））

|  |
| --- |
| 就任承諾書記社会福祉法人○○会の監事に就任することを承諾します。監事に就任するにあたり、下記の各号を誓約します。　１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと　２　各役員に親族等特殊関係にある者が含まれないこと　３　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと４　今後、上記１号から３号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること令和　　年　　月　　日社会福祉法人〇〇会理事長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 |

社会福祉法

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　成年被後見人又は被保佐人

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

（役員の資格等）

第四十四条　第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

２　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

４　理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

二　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

三　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

５　監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業について識見を有する者

二　財務管理について識見を有する者

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十四条第七項に規定する特殊関係にある者

○　各役員の配偶者又は３親等以内の親族でないこと

○　以下の①～⑧にあたらないこと

①　各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②　各役員に雇用されている者

③　各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④　②及び③の配偶者

⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者

⑥　各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員

⑦　当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の理事又は職員

⑧　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）

社会福祉法人審査基準

第３　法人の組織運営

１　役員等

(6)　暴力団員等の反社会的勢力の者は評議員又は役員となることはできないこと。

（就任承諾書兼誓約書（評議員）作成例）

|  |
| --- |
| 就任承諾書社会福祉法人○○会の評議員に就任することを承諾します。評議員に就任するにあたり、下記の各号を誓約します。記　１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと　２　各評議員又は各役員に親族等特殊関係にある者が含まれないこと　３　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと４　今後、上記１号から３号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること令和　　年　　月　　日社会福祉法人〇〇会理事長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 |

社会福祉法

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　成年被後見人又は被保佐人

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十条第四項、第五項に規定する特殊関係にある者

○　他の評議員又は各役員の配偶者又は３親等以内の親族でないこと

○　以下の①～⑧にあたらないこと

①　他の評議員又は各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②　他の評議員又は各役員に雇用されている者

③　他の評議員又は各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④　②及び③の配偶者

⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者

⑥　他の評議員又は各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員

⑦　当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の役員又は職員

⑧　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）

社会福祉法人審査基準

第３　法人の組織運営

１　役員等

(6)　暴力団員等の反社会的勢力の者は評議員又は役員となることはできないこと。

【例－８　設立代表者の権限を証する委任状】

（設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合）

|  |
| --- |
| 委　　任　　状住　所（※1）　　　　　　　氏　名（※1）　　　　　　　上記の者に社会福祉法人〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な一切の権限を委任する。　　令和　　　年　　月　　日（※2）　　設立者 住　　所 （※3） 氏　　名  |

　　（※1）設立代表者の住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに記入する。

　　（※2）贈与契約書より前の日付を記入する。

(※3）設立代表者以外の設立準備会構成員分を作成する。（住所，氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに記入する。）

【例－９　設立代表者の権限を証する委任状】

（代理人を選任する場合）

|  |
| --- |
| 委　　任　　状住　所（※1）　　　　　　　　氏　名（※1）　　　　　　　　　上記の者に社会福祉法人〇〇会と〇〇〇〇〈設立代表者氏名〉との贈与契約に係る権限を委任する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※2）　　令和　　年　　月　　日 （※3）　　設立者 住　　所 　　　（※4） 氏　　名  |

　　（※1）設立代表者代理人の住所，氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに記入する。

　　（※2）贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件がある場合は適当な文書に書き換える。

（※3）贈与契約書より前の日付を記入する。

（※4）設立代表者代理人以外の設立準備会構成員分を作成する。（住所，氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに記入する。）

【例－１０　設立代表者の権限を証する委任状】

（贈与者が設立代表者の場合）

|  |
| --- |
| 委　　任　　状　住所（※1）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（※1） 　　　　　　　　　　　上記の者に社会福祉法人〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な権限（〇〇〇〇〈設立代表者氏名〉の贈与契約に係る部分を除く。）の一切を委任する。　　令和　　　年　　月　　日（※2）　　設立者　　住　　所 　　（※3） 氏　　名  |

（※1）設立代表者の住所，氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに記入する。

（※2）贈与契約書より前の日付を記入する。

　（※3）設立代表者代理人以外の設立準備会構成員分を作成する。（住所，氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに記入する。）

【例－１１　基本財産編入誓約書】

|  |
| --- |
| 基　本　財　産　編　入　誓　約　書（※）　　このたび，社会福祉法人〇〇会が設置経営する○〇〇園の土地については取得後，建物については完成後，速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　社会福祉法人〇〇会　　　　　　　　　　　　　　設立代表者　〇〇〇〇　　　石　巻　市　長　　殿 |

　（※）法人設立後に基本財産となるものについて作成する。

（参考資料１）

≪ 社 会 福 祉 事 業 一 覧 ≫

　○注意

　　社会福祉事業については，基本的に，社会福祉法第２条第２項及び第３項の表現にならい，定款に記載することとなるが，内容の異なる事業を「及び」などで結合せず，それぞれ独立した号とすること。

（１）第一種社会福祉事業

|  |  |
| --- | --- |
| 根 拠 法 | 記　 載 　方 　法 |
| 児童福祉法 |  乳児院の経営 |
|  母子生活支援施設の経営 |
|  児童養護施設の経営 |
|  障害児入所施設の経営  |
|  情緒障害児短期治療施設の経営 |
|  児童自立支援施設の経営  |
| 老人福祉法 |  養護老人ホームの経営  |
|  特別養護老人ホームの経営 |
|  軽費老人ホームの経営 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 |  障害者支援施設の経営 |
| 生活保護法 |  救護施設の経営 |
|  更生施設の経営 |
|  医療保護施設の経営 |
| 授産施設の経営 |
|  宿所提供施設の経営 |
| 生計困難者に対して助葬を行う事業の経営 |
| 売春防止法 |  婦人保護施設の経営 |
| 社会福祉法 |  授産施設の経営 |
|  生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融資する事業の経営 |

（２）第二種社会福祉事業

|  |  |
| --- | --- |
| 根 拠 法 | 記　 載 　方 　法 |
| 児童福祉法 |  障害児通所支援事業の経営　　 |
|  障害児相談支援事業の経営　　 |
|  児童自立生活援助事業の経営 |
|  放課後児童健全育成事業の経営　  |
|  子育て短期支援事業の経営 |
|  乳児家庭全戸訪問事業の経営　  |
|  養育支援訪問事業の経営 |
|  地域子育て支援拠点事業の経営  |
|  一時預かり事業の経営  |
|  小規模住居型児童養育事業の経営 |
|  小規模保育事業の経営 |
|  病児保育事業の経営 |
|  助産施設の経営 |
|  保育所の経営 |
|  児童厚生施設の経営 |
|  児童家庭支援センターの経営 |
|  児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営 |
| 身体障害者福祉法 |  身体障害者生活訓練等事業の経営 |
|  手話通訳事業の経営 |
|  介助犬訓練事業の経営 |
|  聴導犬訓練事業の経営 |
|  身体障害者福祉センターの経営 |
|  補装具製作施設の経営  |
|  盲導犬訓練施設の経営 　　  |
|  視覚障害者情報提供施設の経営  |
|  身体障害者の更生相談に応ずる事業 |

|  |  |
| --- | --- |
| 根 拠 法 | 記　 載 　方 　法 |
| 老人福祉法 |  老人居宅介護等事業の経営 |
|  老人デイサービス事業の経営（老人デイサービス事業と老人デイサービスセンター） （１）専用施設において行われるもの　→老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ（２）特別養護老人ホーム等他の目的を　　　有する施設において行われるもの→老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ事業（３）特別養護老人ホーム等に併設されるもの ①日常動作訓練及び養護並びに通　　 所事業を実施するための専用設　　　 備を有するもの　　　　　　　 →老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ　　　 　　　　 ②①の要件を満たさないもの →老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ事業※ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが，ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰは加えて設置届が必要。 |
|  老人短期入所事業の経営　（老人短期入所事業と老人短期入所施設） （１）専用施設において行われるもの　→老人短期入所施設（２）特別養護老人ホーム等他の目的を　　 有する施設において行われるもの →老人短期入所事業（３）特別養護老人ホーム等に併設されるもの ①ア）短期入所のための専用居室， 浴室及び食堂を専用の設備とし て有し，かつイ）独立した施設 として機能を果たしうる職員配 置を有するもの 　　　　　　　→老人短期入所施設　　　 　　　　 ②①の要件を満たさないもの →老人短期入所事業※老人短期入所事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが，老人短期入所施設は加えて設置届が必要。 |
|  小規模多機能型居宅介護事業の経営 |
| 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 |

|  |  |
| --- | --- |
| 根 拠 法 | 記　 載 　方 　法 |
| 老人福祉法　　　（つづき） |  複合型サービス福祉事業の経営 |
|  老人デイサービスセンターの経営 |
|  老人短期入所施設の経営 |
|  老人福祉センターの経営 |
|  老人介護支援センターの経営  |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 |  障害福祉サービス事業の経営 |
|  一般相談支援事業の経営  |
|  特定相談支援事業の経営  |
|  移動支援事業の経営 |
|  地域活動支援センターの経営 |
|  福祉ホームの経営 |
| 知的障害者福祉法 |  知的障害者の更生相談に応ずる事業 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法 |  母子家庭等日常生活支援事業の経営 |
|  寡婦日常生活支援事業の経営 |
|  母子・父子福祉施設センターの経営 |
| 社会福祉法 |  生計困難者に対して生活必需品等を与える事業 |
|  生計困難者の生活に関する相談に応ずる事業 |
|  生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付ける事業 |
|  生計困難者のために無料又は低額な料金で、宿泊所等を利用させる事業 |
|  生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業  |
|  生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 |
| 隣保事業 |
| 福祉サービス利用援助事業 |
| 社会福祉事業に関する連絡を行う事業 |
| 社会福祉事業に関する助成を行う事業 |
| 生活困窮者自立支援法 | 認定生活困窮者就労訓練事業 |
| 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法） | 幼保連携型認定こども園の経営 |

（参考資料２）

≪ 公 益 事 業 例 ≫

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　　　　　容 | 記　 載 　方 　法 |
| 更生保護事業 |  更生保護事業 |
| 実施期間が６月を超えない社会福祉事業（社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業については３月） |  記載方法は「【参考資料１】社会福祉事業一覧」と同じ。 |
| 「社会福祉事業一覧」（本書P23～26参照）の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業中「生活困難者に対し無料又は低額な料金で診療を行う事業」までの事業であって常時保護を受ける者が入所5人、その他20人（授産施設10人）に満たないもの |  記載方法は「【参考資料１】社会福祉事業一覧」と同じ。 |
| 社会福祉事業の助成を行うものであって、助成の金額が毎年度５百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が５０に満たないもの |  記載方法は「【参考資料１】社会福祉事業一覧」と同じ。 |
| 介護保険法に基づく事業  | 福祉系サービス |  居宅介護支援事業 |
|  訪問入浴介護事業 |
|  福祉用具貸与事業 |
|  地域密着型サービス事業 |
|  介護予防サービス事業 |
|  介護予防支援事業 |
|  地域支援事業を市町村から受託して実施する事　業 |
| 医療系サービス |  訪問看護事業 |
|  訪問リハビリテーション事業 |
|  居宅療養管理指導事業 |
|  通所リハビリテーション事業 |
|  短期入所療養介護事業 |
| 介護老人保健施設を経営する事業 |  介護老人保健施設の経営 |
| 老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業  |  指定老人訪問看護事業  |
| 人材養成施設を経営する事業 |  社会福祉士養成施設の経営 |
|  介護福祉士養成施設の経営 |
|  精神保健福祉士養成施設の経営 |
|  保育士養成施設の経営 |
|  社会福祉主事養成機関の経営　 |
| 内　　　　　　　　容 | 記　 載 　方 　法 |
| 有料老人ホーム、老人憩の家等を経営する事業 | 　【施設種別名】の経営 （例）有料老人ホームの経営 |
| 老人大学校等を経営する事業 |
| 身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業 |
| おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業 |
| 精神障害者向け生活施設、共同住宅等を経営する事業 |
| 手話通訳者養成・派遣を行う事業 |  ○○事業  |
| 社会福祉事業従事者に対し研修を行う事業  |
| 企業委託型保育サービス |  企業委託型保育サービス事業 |
| 専用の設備を使用して、福祉サービスを必要とする地域住民に対して無償又は実地に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業 | （訪問）給食サービス事業 |
| （訪問）入浴サービス事業 |
|  ○○サービス事業 |
| 福祉有償運送を行う事業 |  福祉有償運送事業 |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事業 |  障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業） |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業 |  コミュニケーション事業 |
|  日常生活用具給付等事業 |
|  盲人ホーム事業 |
|  訪問入浴サービス事業 |
|  身体障害者自立支援事業 |
|  重度障害者在宅就労促進特別事業 |
|  更生訓練給付事業 |
|  施設入所者就職支度金給付事業 |
|  生活支援事業 |
|  日中一時支援事業 |
|  生活サポート事業 |
|  社会参加促進事業 |

（参考資料３）

≪ 社 会 福 祉 法 人 の 定 款 例 に つ い て ≫

１．定款例について

○　各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。

○　各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

２．記載事項の種類

○　必要的記載事項（直線）→　必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。

○　相対的記載事項（点線）→　必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項

○　任意的記載事項　 →　法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

３．評議員会及び理事会における法定決議事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 理事会 | 評議員会 |
| 決議事項 | ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条）・理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号）・重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号）・多額の借財（法第45条の13第4項第2号）・重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号）・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号）・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ・競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第第84条第1項）・計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項）・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項）・その他の重要な業務執行の決定 | ・理事、監事、会計監査人の選任（法第43条）・理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★・理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）・理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★・役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項）・計算書類の承認（法第45条の30第2項）・定款の変更（法第45条の36第1項）★・解散の決議（法第46条第1項第1号）★・合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★・社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項）・その他定款で定めた事項★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項 |

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章　総則

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（ハ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）相談支援事業の経営

（ヘ）移動支援事業の経営

（ト）地域活動支援センターの経営

（チ）福祉ホームの経営

　（備考）

　　（１）具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとすること。

　　（２）児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとすること。

　　（３）上記記載は、あくまで一例であるので、（１）、（２）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

　　（４）市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、○○市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（５）地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

（６）共同募金事業への協力

（７）福祉サービス利用援助事業

（８）福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

（９）その他本会の目的達成のため必要な事業

（５）都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、○○県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

（５）（１）から（３）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（６）社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

（７）社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

（８）市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

（９）共同募金事業への協力

（10）○○県福祉人材センターの業務の実施

（11）日常生活自立支援事業

（12）福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

（13）その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第二条　この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

（備考）

　最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員○○名以上○○名以内を置く。

（備考一）

　　確定数とすることも可能。

（備考二）

　　法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事○名、事務局員○名、外部委員○名の合計○名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の○名以上が出席し、かつ、外部委員の○名以上が賛成することを要する。

（備考）

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。

（評議員の任期）

第七条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（備考）

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

　法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（評議員の報酬等）

第八条　評議員に対して、＜例：各年度の総額が○○○○○○円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

（備考一）

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

（備考二）

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第45条の35、第59条の2第1項第2号）。

第三章　評議員会

（構成）

第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一〇条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分

(8)　社会福祉充実計画の承認

(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項）。

（開催）

第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎年度○月に1回開催するほか、（○月及び）必要がある場合に開催する。

（備考）

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度○月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度○月」を「毎会計年度終了後３ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第45条の9第2項）。

（招集）

第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の＜例：3分の2以上＞に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

　（備考）

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章　役員及び＜会計監査人並びに＞職員

（役員＜及び会計監査人＞の定数）

第一五条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　〇〇名以上○○名以内

（２）監事　〇〇名以内

２　理事のうち一名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

＜４　この法人に会計監査人を置く。＞

（備考）

（１）理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

（２）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（３）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（４）会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（５）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

＜例＞理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

２　理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

３　前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員＜及び会計監査人＞の選任）

第一六条　理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（理事の職務及び権限）

第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

３　理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

＜例＞

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

　　会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第○条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1)　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2)　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第一九条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜３　会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

　法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第二〇条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第二一条　理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

　（備考二）

　　第１項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

　（備考三）

　　費用弁償分については報酬等に含まれない。

（職員）

第二二条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（備考一）

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章　運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第○条　運営協議会の委員は○名とする。

　　（運営協議会の委員の選任）

第○条　運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1)　地域の代表者

(2)　利用者又は利用者の家族の代表者

(3)　その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第○条　法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第○条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

（備考二）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　会員

（会員）

第〇条　この法人に会員を置く。

２　会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

３　会員に関する規程は、別に定める。

（備考三）

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　運営適正化委員会

（運営適正化委員会の設置）

第〇条　この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

（運営適正化委員会の委員の定数）

第○条　運営適正化委員会の委員は○名とする。

　　（運営適正化委員会の委員の選任）

第○条　運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

（運営適正化委員会の委員の定数の変更）

第○条　法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

（業務の報告）

第○条　運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

（その他）

第〇条　運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章　理事会

（構成）

第二三条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二四条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（備考）

（１）「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

①　「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

（注）理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

②　職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③　債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④　設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤　建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア　日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ　施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ　緊急を要する物品の購入等

（注）理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥　基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦　損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

（注）理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧　予算上の予備費の支出

⑨　入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩　入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪　寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第二五条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二六条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（議事録）

第二七条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

　記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）

第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎　一棟（　　　平方メートル）

（２）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園　敷地（平方　　　メートル）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

　（備考）

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

（資産の区分）

第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

２　本文第二項に同じ。

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

５　本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第二九条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　会計監査報告

(3)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(4)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

　（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　公益を目的とする事業

（種別）

第〇条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）〇〇の事業

（２）〇〇の事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（注１）具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

（注２）上記記載は、あくまで一例であるので、（注１）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

（注３）公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

（備考二）

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　収益を目的とする事業

（種別）

第〇条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

（１）〇〇業

（２）〇〇業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（備考）

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

（収益の処分）

第〇条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

（備考）

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章　解散

（解散）

第三六条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三七条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章　定款の変更

（定款の変更）

第三八条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章　公告の方法その他

（公告の方法）

第三九条　この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（備考）

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

（施行細則）

第四〇条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員、評議員＜、会計監査人＞は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

　　理事長

　　理　事

　　　〃

　　　〃

　　　〃

　　　〃

　　監　事

　　　〃

評議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

＜会計監査人＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

平成29年4月1日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。